

令和7年2月28日

各地区柔道連盟会長 殿

山形県柔道連盟

会長 黒田 一彦《公印省略》

「全柔連公認A・B・Cライセンス審判員講習会」及び「全柔連公認Cライセンス審判員試験」の開催について（ご案内）

日頃より本県柔道連盟の運営各般にわたり、格別なるご理解ご協力を賜り心から厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、最新の審判規定を確認することにより、より充実した審判活動となるよう、当該所属審判員及び指導者の積極的な参加について、よろしくお取り計らいお願いいたします。

また、Cライセンス新規取得は、講習会及び試験（筆記・実技）を受ける必要がありますので、貴下所属柔道指導者等に周知方お願いいたします。

記

1 開催目的

- (1) 県内審判員の技術及び資質の向上を図る。
- (2) 新規Cライセンスの取得

2 開催日時

(1) 講習会（A、B及びCライセンス）

令和7年4月13日（日）

午前9時30分時から午後3時00分まで（受付9：00～）

(2) Cライセンス試験

令和7年4月20日（日）

午前10時00分時から（受付9：30～）

3 講習会・試験開催場所

三友エンジニア体育文化センター（上山体育文化センター）

エコホール（講習会）及び武道場（Cライセンス試験）

〒999-3241 山形県上山市けやきの森2番1号

TEL：023-673-2288

4 受講対象者 公認（A・B・C）ライセンス審判員及び柔道指導者

5 受講及び試験料

(1) 受講料

ア Aライセンス審判員

3,500円（内2,500円は、全柔連に納入します。）

*当日徴収します(受講料に昼食及び資料代が含まれます。)

イ B・Cライセンス審判員及び新規取得者の講習料
2,500円(大学生は無料)

*当日徴収します(受講料には、昼食及び資料代が含まれます。)

(2) Cライセンス試験：1人 1,000円 当日徴収します。

*Cライセンス取得者は、講習及び試験(2日間)を受ける必要があります。

6 講師

全日本柔道連盟審判委員会委員

S 審判員 岡田保彦先生(警視庁師範)

7 講習内容

(1) 柔道審判規定変遷の歴史

(2) 柔道審判員に必要な見識

(3) 柔道審判員に求められる心得・知識・スキル(救急措置、コンプライアンス教育も含む)

(4) 現行国際柔道連盟試合審判規定

(5) 国内における「少年大会特別規定」

(6) 講道館柔道試合審判規定

(7) 全日本柔道連盟 公認審判員規程並びに公認審判員制度運用規則

(8) 2025-2028 国際柔道連盟試合審判規程の変更点について

8 携行品

筆記用具等

9 申込み方法

(1) 「Judo-Member」での申込み

インターネットの「Judo-Member」に本講習会及びCライセンス試験の案内を掲載しますので、各自ログインして「Judo-Member」上から申込みを行ってください。

(2) 各地区柔道連盟事務局からの申込み

上記(1)による申込みが不可能な場合、各地区柔道連盟事務局は、別添「審判員研修会出席者名簿」を記載の上、令和7年4月5日(土)まで、郵送・FAXもしくはメールにて、本連盟事務局(下記申込先)まで申込み願います。

なお、スポ少等の団体の申込みは受け付けませんので、必ず所属の地区柔道連盟に申し込んでください。

山形県柔道連盟HPに、本案内・申込みフォームを掲載するので、ご活用願います。

「Judo-Member」のURL：<https://judo-member.jp>

10 その他

「公認審判員制度運用規則」で、

- Sライセンス審判員：審判員更新講習会を毎年受講すること
2年間に1度以上試合の審判に携わること
- A～Cライセンス審判員：審判員更新講習会を毎年受講すること
試合の審判に携わるよう努めることとされています。

【各地区柔道連盟による申し込み先】

〒990-2161 山形県柔道連盟事務局長 開 沼 敏 行

TEL：090-1064-8824 FAX：023-645-2149

e-mail：tqsmd087@ybb.ne.jp（事務局あて）